

ID: 3

担当部署: 総務課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	聖籠町庁舎等管理規則 第11条		
例規番号	昭和52年 規則第11号		
<p>【根拠条文】 (措置命令等)</p> <p>第十一条 総括管理者は、次の各号の一に該当するものに対し、町庁舎等への立入り若しくは使用を禁止し、許可若しくは承認を取り消し又はその条件を変更し、町庁舎等から退去を命じ又は物件の撤去を命ずることができる。</p> <p>一 第八条、第九条、第十条に定める規定に違反した者</p> <p>二 総括管理者は、前項の規定により町庁舎等からの退去又は物件の撤去を命じた場合において、これに応じないときは、当該物件の撤去その他必要な措置をとることができる。この場合、撤去その他必要な措置に要した費用を相手方から徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日